

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 前橋市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
バリアフリー化支援	保険給付	介護保険住宅改修費支給	在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行う場合	要介護・要支援者(認定申請中を含む)。担当の介護支援専門員への事前相談が必要。	自己負担額: 住宅改修費用の1~3割(補助対象となる工事費は20万円まで)			工事着手前		介護保険課	027-898-6157	<a href="http://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/11112/7617.html">http://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/11112/7617.html</a>	新築・増築は対象外
バリアフリー化支援	助成	重度身体障害者(児)日常生活用具給付等事業	重度身体障害者(児)及び難病患者の移動等を円滑にするために行う小規模な住宅改修工事費用の一部を補助。	身障手帳及び障害状態(難病患者)の要件や所得要件が有り。 障害福祉課への事前相談が必要。	自己負担額: 市民税所得割の額に応じて、住宅改修費の0~3割を自己負担(補助対象となる工事費用は全体の20万円まで)			工事着手前	要問い合わせ	障害福祉課	027-220-5711	<a href="http://www.city.maebashi.gunma.jp/kenko_fukushi/4/7/2/11855.html">http://www.city.maebashi.gunma.jp/kenko_fukushi/4/7/2/11855.html</a>	介護保険対象者は介護保険の住宅改修費支給が優先になりますが、本制度との併用はできません。施工前に必ず相談・申請してください。
バリアフリー化支援	助成	重度身体障害者(児)住宅改修費補助事業	重度身体障害者(児)がいる世帯が、玄関・台所・浴室・便所などを改修するための費用の一部を補助。	身障手帳の要件や所得要件が有り。 障害福祉課への事前相談が必要。	補助額: 改修費用の5/6(上限50万円)			工事着手前	要問い合わせ	障害福祉課	027-220-5711	<a href="http://www.city.maebashi.gunma.jp/kenko_fukushi/4/7/2/11855.html">http://www.city.maebashi.gunma.jp/kenko_fukushi/4/7/2/11855.html</a>	介護保険対象者は介護保険の住宅改修費支給が優先になりますが、本制度との併用はできません。施工前に必ず相談・申請してください。
省エネ機器活用支援	助成	新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成事業	対象機器の設置費用の一部を助成 ※対象機器 ①燃料電池コージェネレーション ②V2H(電気自動車充電設備) ③定置用リチウムイオン蓄電池(ただし、太陽光発電設備が設置してあることが条件)	令和4年4月1日以降に対象機器を設置した次のいずれにも該当する個人とし、一世帯につきそれぞれ一基を限度とします。なお、過去に助成金の交付を受けていない機器が対象となります。 ①対象となる機器を設置する店舗併用住宅を含む住宅(以下「住宅」という。)に自ら現に居住し、住所をおいている者 ②住宅に対象となる機器を設置し住宅で使用している者 ③市税を滞納していない者	①燃料電池コージェネレーション:3万円 ②V2H(電気自動車充電設備):5万円 ③定置用リチウムイオン蓄電池:蓄電容量1kWhあたり1万円(上限5万円)			前期:令和4年5月9日~令和4年9月30日 後期:令和4年10月3日~令和5年1月31日	要問い合わせ	環境森林課	027-898-6292	<a href="https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/gyomu/4/1/1/23240.html">https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/gyomu/4/1/1/23240.html</a>	
合併処理浄化槽・下水道補助	融資	農村集落排水処理施設接続奨励制度	農村集落排水処理区域で、既存のし尿浄化槽又はくみ取り便所を廃止して、農業集落排水に接続するための工事費用の一部を融資。	農村集落排水に接続する者	融資: 100万円以内(融資期間4年以内)			要問い合わせ	要問い合わせ	農村整備課	027-898-6714	<a href="https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/noseibu/nosonseibi/shinseisho/7336.html">https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/noseibu/nosonseibi/shinseisho/7336.html</a>	
耐震補強支援	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断について、診断者を無料で派遣(但し交通費は別)	木造住宅の所有者	診断料無料 (交通費1,000円は自己負担)			要問い合わせ	要問い合わせ	建築指導課	027-898-6752	<a href="https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikushido/gyomu/5/2362.html">https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikushido/gyomu/5/2362.html</a>	
耐震補強支援	助成	木造住宅耐震改修訪問相談事業	耐震診断を受けた申請者に診断結果の詳細説明や耐震改修に関する相談を無料で行う	木造住宅の所有者	相談料無料 (耐震診断と合わせ相談を行う場合は交通費なし。相談のみの場合は交通費1,000円は自己負担)			要問い合わせ	要問い合わせ	建築指導課	027-898-6752	<a href="https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikushido/gyomu/5/2362.html">https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikushido/gyomu/5/2362.html</a>	
耐震補強支援	助成	木造住宅耐震改修費補助事業	上記の調査で耐震性が不足と判断された場合に、耐震改修工事及び耐震シェルター設置費用の一部を助成	木造住宅耐震診断者派遣事業を申請した者	補助額: ①耐震改修工事工事費用の4/5(上限100万円) ②耐震シェルター設置 本体費用の2/3(上限30万円)			要問い合わせ	要問い合わせ	建築指導課	027-898-6752	<a href="https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikushido/gyomu/5/2363.html">https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikushido/gyomu/5/2363.html</a>	
生活道路後退用地整備事業	助成	道路後退奨励金交付事業	建築基準法第42条第2項の規定による道路後退部分の用地を市に寄付した場合奨励金を交付	用地を寄付する者	奨励金額: 区域により1万5千円~13万円			要問い合わせ	要問い合わせ	建築指導課	027-898-6752	<a href="https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikushido/gyomu/5/2357.html">https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikushido/gyomu/5/2357.html</a>	
生垣づくり支援	助成	前橋市生垣づくり奨励金交付事業	緑豊かな住みよい生活環境を創出するため、生垣づくりを行う者に対し、奨励金を交付	生垣を新たに植栽し、又は既存の困障に替えて生垣を植栽する市民 【適用区域】都市計画区域内の幅員4メートル以上の公道に面した部分。ただし、土地区画整理事業施行中の区域で仮換地未指定地については除く。 【生垣基準】樹木高さ0.6m以上、生垣延長2m以上、樹木植栽本数1mに3本以上	補助額: ①生垣施工費用に相当する額3分の2を奨励金として交付(上限8万円) ②既存の困障に替えて生垣を植栽する場合加算交付(上限6万円)			令和4年4月1日~令和5年3月31日	要問い合わせ	公園緑地課	027-898-6845	<a href="https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/5/2/12771.html">https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/5/2/12771.html</a>	

合併処理浄化槽設置費	助成	合併処理浄化槽設置整備費補助事業	対象区域内に高度処理型かつ環境配慮型の合併処理浄化槽を設置する際に補助 ・単独処理浄化槽等の撤去等及び合併処理浄化槽設置工事が完了した日から30日以内又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること	公共下水道などの整備予定のない地域で、申請者が単独処理浄化槽等を撤去等し、自己が居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置する個人。 ※既設単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去又は雨水貯留槽への改造を行わずに合併処理浄化槽を設置する場合は補助対象外。	建替・増築 5人槽 15万円 7人槽 17万円 10人槽 20万円  転換 5人槽 62万円 7人槽 66万円 10人槽 75万円			前期:令和4年4月1日～令和4年9月30日 後期:令和4年10月3日～令和5年1月31日	予算の範囲内	下水道整備課	027-898-3074	<a href="https://www.city.maebashi-gunma.jp/shinseisho/10/2/12956.html">https://www.city.maebashi-gunma.jp/shinseisho/10/2/12956.html</a>	設置工事前の申請が必要
公共下水道接続工事費	融資	公共下水道接続奨励工事	公共下水道処理区域内でし尿浄化槽またはくみ取り便所を廃止して公共下水道に接続する工事 対象家屋:公共下水道に接続する既存建物 ※新築に関する工事は対象外	下記①～⑤をすべて満たす方 ① 公共下水道へ接続できる処理区域内の建物の所有者または所有者の同意を得た方 ② 本市に居住し、独立した生活を営み、融資する工事費を納付できる能力のある方 ③ 市税、水道料金、下水道使用料、都市計画下水道事業受益者負担金および公共下水道事業分担金を滞納していない方 ④ 連帯保証人を一人選定できる方 ⑤ 連帯保証人については、収入月額が158,000円以上の方で、なおかつ上記②、③の条件を満たし、申請者と別世帯の方	100万円	無利子	48か月以内	※排水設備工事確認申請と同時に申請すること ※事前審査あり※随時	予算の範囲内	下水道整備課	027-898-3075	<a href="http://www.city.maebashi-gunma.jp/shinseisho/10/2/12955.html">http://www.city.maebashi-gunma.jp/shinseisho/10/2/12955.html</a>	融資の対象となる工事内容及び対象家屋等について、施工前に必ず相談してください。 ※公共下水道接続促進補助金との併用不可
公共下水道接続工事費	助成	公共下水道接続促進補助金	公共下水道処理区域内でし尿浄化槽またはくみ取り便所を廃止して公共下水道に接続する工事 ・供用開始後3年以内に行う住宅の接続工事 ・令和5年2月28日までに排水設備工事を完了し実績報告を提出すること ※新築に関する工事は対象外	下記①～③をすべて満たす方 ①本市に住所があり、実際に居住している個人 ②世帯全員の市民税(住民税)が非課税 ③市税、上下水道料金、都市計画下水道事業受益者負担金および公共下水道事業分担金を滞納していない個人	供用開始告示後3年以内は30,000円。ただし1年以内は50,000円。また、工事費(消費税を除く。)が交付金額を下回る場合は工事費			※排水設備工事確認申請と同時に申請すること	予算の範囲内	下水道整備課	027-898-3075	<a href="http://www.city.maebashi-gunma.jp/shinseisho/10/2/12955.html">http://www.city.maebashi-gunma.jp/shinseisho/10/2/12955.html</a>	補助の対象となる工事内容及び対象家屋等について、施工前に必ず相談してください。 ※公共下水道接続促進補助金との併用不可